

決裁区分	文書番号	3千環道公発 第 0166 号		
甲	収受		保存年限	5年保存
	発議	令和03年06月30日	照合	
	決裁	令和03年07月02日	施行上	
	実施		特別取扱	
起案者	環境まちづくり部 道路公園課		非公開	(非公開の理由) 3 行政執行
	深澤 祐太 2757		非公開の 時限	まで 契約締結日 まで
件名	【起工書】 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事 (第5号)			
主文	本工事は、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」、「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」並びに「千代田区自転車利用ガイドライン」等に基づき、景観・環境に配慮しつつ、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備するために施行するものである。			
概要	1	工事件名 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)		
	2	工事概要 施工延長254.7m 夜間施工		
		【舗装工】		
		・車道舗装工 低騒音舗装 (60型上部)	1756㎡	
		・車道舗装工 遮熱性舗装	1468㎡	
		・歩道舗装工 保水性インター19型 (一般部)	748㎡	
		・歩道舗装工 保水性インター19型 (自転車通行部)	494㎡	
		【街築工】		
		・街きょ工 (155型、155SF型・エプロン部ブロック)	384.7m	
		・街きょ工 (155SF型・エプロン部現場打ち)	68.6m	
		・街きょ用集水柵工 (155SF型)	21箇所	
	・境石工	343.2m		
	・植樹帯縁石 (直線部)	161.7m		
	・植樹帯縁石 (端部)	14箇所		
	・高木植栽 (ツリーサークル)	39本		
	・低木植栽	938株		
	【交通安全施設工】			
	・街路灯建替工 (LED 車道灯・歩道灯)	14基		
	・横断抑止柵設置工 (P1-Pk 茶色) L=3.0m79組、L=1.5m31組、L=0.6m30組			
3	工事箇所 千代田区一ツ橋二丁目2番先～神田錦町三丁目3番地先			
4	施工方法 請負			
5	工事期間 契約締結日の翌日から令和5年2月24日			
6	起工額 請負目途額¥420,184,600-(内消費税¥38,198,600-)			
7	本年度支出予定額 ¥100,000,000-(前払金)			
8	予算科目 令和3年度 一般会計 環境まちづくり費 道路公園費 道路新設改良費 工事請負費 (令和3年度～令和4年度債務負担行為)			
9	事業名 自転車通行環境整備 自転車道の整備			
10	事業番号 0530303-01			
11	その他 契約事務規則第51条により前払金を支払う場合は、 会計事務規則第84条第10号による前金払とする。 本工事は、第3回定例議会に付議予定である。			

種別	文書管理 回議	案件番号	1603039	文書番号	3千環道公発0166
起案日	令和03年06月30日	起案者	道路公園課 主任 深澤 祐太		
件名	【起工書】神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)				

添付資料名	媒体種別
別紙1：工事設計書	電子
別紙2：工事金額書	電子
別紙3：設計図	電子

回付順	区分	処理者		
		部署	役職	氏名
1	承認	道路公園課	係長	山本 恭平
2	承認	道路公園課	係長	渡辺 浩樹
3	承認	道路公園課	課長補佐	中村 文太
4	審査	道路公園課	課長補佐	西村 和義
5	承認	道路公園課	課長級	須貝 誠一
6	承認	道路公園課	課長級	谷田部 継司
7	承認	環境まちづくり部	部長級	印出井 一美
8	承認	総務課	課長補佐	山口 和久
9	承認	副区長	副区長	山口 正紀
10	承認	区長	区長	樋口 高顕

前払金請求書

令和3年11月4日

千代田区長 殿

請負者 住所 東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号
受託者 氏名 大林道路株式会社
代表取締役 黒川修治

次のとおり前払金を請求します。

請求金額	100,000,000円
契約番号	第000000673号
件名	神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事 (第5号)
工事・委託場所	千代田区一ツ橋二丁目2番先～神田錦町三丁目3番地先
契約金額	378,166,140円
契約年月日	令和3年10月14日
契約金額に対する前払金の割合	30 %
前払金保証証書契約番号	70050-00119
請求根拠	工事請負契約書第34条・前払金特約条項

種別	予算執行 支出命令	案件番号	1640654	伝票番号	DC332100657
起案日	令和03年11月22日	起案者	道路公園課 係員 菅野 安佳莉 管理体2742		
件名	神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)(前払金)				
年度	令和 3	支払方法	FD口座振替		
支出額	¥100,000,000-	支出区分	前金払		
		控除額計	¥-		

添付資料名	媒体種別
前払金請求書	紙
保証証書	紙

回付順	区分	処理者		
1	承認	道路公園課	庶務担当係長	西村 和義 ✓
2	承認	道路公園課	課長級	谷田部 継司 ✓
3	審査	会計室	会計審査担当	審査担当者
4	審査	会計管理係	課長補佐	佐波 房男
5	審査	会計室	部長級	保科 彰吾



工 事 設 計 書

添 付 物	工事番号	第5号	作成部課 (所)	千代田区 環境まちづくり部 道路公園課			
図面 34葉	作成年月日	令和 3年 6月30日	課 長	係 長	担当係長	調 査	担 当
特記仕様書			◎ 谷 田 部	◎ 中 村	◎ 山 本	◎ 渡 辺	◎ 深 澤
路線名等	特別区道千第389号						
工事件名	神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）			施行方法	請負		
工事場所	千代田区一ツ橋二丁目2番先～神田錦町三丁目3番地先			工 期	令和 5年 2月24日		
施行理由	<p>本工事は、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」、「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」並びに「千代田区自転車利用ガイドライン」に基づき、景観・環境に配慮しつつ、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備するために施行するものである。</p>						
設計概要	<p>夜間施工 施工延長 L=254.7m</p> <p>[舗装工]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道舗装工 低騒音舗装（60型上部） 1756㎡ ・車道舗装工 遮熱性舗装 1468㎡ ・歩道舗装工 保水性インター19型（一般部） 748㎡ ・歩道舗装工 保水性インター19型（自転車通行部） 494㎡ <p>[街築工]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街きよ工(155型、155SF型・エフロン部フック) 384.7m ・街きよ工(155SF型・エフロン部現場打ち) 68.6m ・街きよ用集水柵工(155SF型) 21箇所 ・境石工 343.2m ・植樹帯縁石（直線部） 161.7m ・植樹帯縁石（端部） 14箇所 ・高木植栽（ツリーサークル） 39本 ・低木植栽 938株 <p>[交通安全施設工]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯建替工(LED 車道灯・歩道灯) 14基 ・横断抑止柵設置工(P1-Pk 茶色) <ul style="list-style-type: none"> L=3.0m 79組 L=1.5m 31組 L=0.6m 30組 						

*消費税及び地方消費税の額

支出科目	年度 令和 3年度～令和 4年度	会計 一般会計	款 環境まちづくり費		
	項 道路公園費	目 道路新設改良費	節 工事請負費		
工事金額	区 分		(消費税等の額*) 金 額 (円)	摘 要	
	設 計 総 額		420,464,000		
	内 訳	請負目途額		(38,198,600) 420,184,600	
		内 訳	自転車通行環境整備工 事	(38,198,600) 420,184,600	
	発 生 材 売 却 費	(25,400) 279,400			
	支 給 材 料 品				

情報部分公開決定通知書

小枝 寿美子 様

(実施機関) 千代田区長

樋口 高顕



令和4年11月15日付けで請求のありました情報の公開については、千代田区情報公開条例（以下「条例」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり部分公開を決定しましたので通知します。

なお、公文書の閲覧又は窓口での写しの交付を希望された方は、公開日時に情報公開窓口（下記4の場所）へお越しください。また、写しの交付を郵送で希望された方には、写し及び郵送の費用をお支払いいただいてから郵送いたします。

1	請求のあった情報の内 容 (又は公文書の名称)	令和3年10月14日契約締結された神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）工事請負契約にかかる意思決定プロセス及び支出状況がわかる決裁文書一切
2	公開する公文書の 名 称	・【起工書】神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号） ・神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）（前払金）
3	公開の方法	■ 閲覧 □ 視聴 ■ 写しの交付
4	公開する日時 及び場所	千代田区庁舎5階 道路公園課窓口 令和4年12月5日（A）14時
5	公文書の公開しない 部 分 及びその理由	前払金請求書のうち、請求者の印影及び振込先金融機関情報は千代田区情報公開条例第7条第1項第2号に該当するため、非公開とします。
6	備 考	

(注意事項)

- 1 窓口で公開を受ける際には、この通知書を提示してください。なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当まで連絡してください。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 3 この決定については、上記2の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(担当) 千代田区環境まちづくり部道路公園課 計画・設計係 山本・深澤

(電話) 03-5211-4242